

「One Rugby,One Oita」商標使用要領

第1（趣旨）

この要領は、民間団体や企業等がイベントや商品等に「One Rugby,One Oita」（以下、「商標」と言う。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定める。

第2（届出書）

商標を使用しようとするものは、あらかじめ別紙1「One Rugby,One Oita」届出書に必要な書類を添付して、ラグビーワールドカップ2019大分県推進委員会会長（以下「会長」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会議務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）大分県内市町村、大分県内ラグビーフットボール協会が使用するとき。
- （3）新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用するとき。
- （4）その他会長が適当と認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

第3（届出の受理）

第2の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）商標を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- （7）その他会長が不適当と認めるとき。

第4（使用料）

使用料は無料とする。

第5（使用の際の遵守事項）

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 届け出た用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- （2） 商標の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。該当商標の使用を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。

第6（損失補償等の責任）

会長は、当該商標の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

第7（使用の禁止）

商標の使用方法等について、会長が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年8月9日から施行する。